

平成29年6月定例会 人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会の概要

日時 平成29年 7月 5日(水) 開会 午前10時 3分
閉会 午前11時 57分

場所 第1委員会室

出席委員 田村琢実委員長
飯塚俊彦副委員長
板橋智之委員、荒木裕介委員、沢田力委員、宮崎栄治郎委員、野本陽一委員、
山本正乃委員、浅野目義英委員、塩野正行委員、西山淳次委員、並木正年委員
柳下礼子委員

欠席委員 なし

説明者 小松弥生教育長、小島康雄副教育長、
柚木博教育総務部長、古川治夫県立学校部長、松本浩市町村支援部長、
小澤健史教育総務部副部長、渡邊亮県立学校部副部長、
佐藤裕之県立学校部副部長、関口睦市町村支援部副部長、
藤田栄二市町村支援部副部長、古垣玲総務課長、岡部年男教育政策課長、
浪江治魅力ある高校づくり課長、清水匠財務課長、栗原正則教職員課長、
横松伸二福利課長、高岡豊県立学校人事課長、
羽田邦弘県立学校部参事兼高校教育指導課長、小谷野幸也生徒指導課長、
高橋和治県立学校部参事兼教職員採用課長、加藤健次保健体育課長、
金子功特別支援教育課長、日吉亨県立学校人事課学校評価幹、
石井宏明小中学校人事課長、大根田頼尚義務教育指導課長、
橋本強家庭地域連携課長、芋川修市町村支援部参事兼生涯学習文化財課長、
吉野雅彦人権教育課長、塩崎豊市町村支援部副参事

会議に付した事件
教育改革について

板橋委員

- 1 特別支援教育の推進について伺う。資料2の1ページにある「小中学校の通常の学級における発達障害の可能性のある児童生徒の割合」は、平成25年時点で10.7パーセントとなっているが、過去のデータは収集していないのか。過去のデータと比較するには、平成25年度のデータは古いと考えるがどうか。
- 2 資料2の2ページにある小・中・高等学校における支援体制の整備について、支援の充実に向けて大学教授や臨床心理士などの専門家による巡回支援を実施すると記載しているが、「など」の中には、大学教授や臨床心理士以外にどのような専門家が含まれているのか。
- 3 資料2の3ページに、県南部地域において、知的障害の児童生徒の増加傾向が顕著であるとあるが、県南部地域で増加している理由をどのように認識しているのか。
- 4 インクルーシブ教育を、ノーマライゼーションの言葉の下に推進することは良いことだと認識している。しかし、保護者の理解が大きな壁であると考えている。保護者は、同じ状況の子供たちとの環境の中で教育を受けさせたいと思っていると考えられるが、保護者へのソフト面及びハード面の配慮について教えてほしい。

特別支援教育課長

- 1 平成25年2月の調査以前には、平成16年7月から9月にかけて同様の調査を行っている。このときは、発達障害の可能性のある児童生徒の割合は10.5パーセントであったため、それと比較するとおおむね割合は同程度であるという傾向が続いていると捉えている。
- 2 「など」としては、特別支援教育に長く携わっていた元校長や元教員が巡回支援を行っている。
- 3 県南部地域の全体の児童生徒数が増加傾向にあることから、障害のある児童生徒も増加していると考えている。
- 4 資料中にあるとおり、本県は支援籍を行っているが、同じ環境の中で同じ障害のある子供たち同士で学びたいとの思いがある一方、地域の子供たちとつながりたいという思いの両面があると考えられる。そのため、本県で行っている支援籍などの取組をしっかりと行い、今後もインクルーシブ教育の推進に取り組んでいきたい。

板橋委員

巡回支援について、「など」に含まれる専門家を聞いたが、資料2の6ページには、就労支援のための専門家の活用として、言語聴覚士が挙げられている。私の身近にも言語聴覚士の方がおり、言語聴覚士の視点から授業を行うなど、行政でも活用されている。そうした人材を小学校における特別支援教育に活用すればいいのではないかと考えるが、認識はどうか。

特別支援教育課長

委員のお話のとおり、言語聴覚士の活用は、きつ音の子供の状況を改善するなど、いろいろな効果があると考えている。現在の巡回支援は、大学教授や臨床心理士などをお願いしているが、言語聴覚士の人材確保を含めて活用の可能性を今後検討していきたいと考え

ている。

西山委員

- 1 確かな学力の育成について、主体的・対話的で深い学びを、高校では協調学習と称して行い、体制を整えて実施校数も増やしており、これは大いに進めていただきたいと考えている。義務教育段階においても、主体的・対話的で深い学びが学力向上に有効であるとの報告はあるが、今後県として、小・中学校での取組についてどのような方向性があるのか。
- 2 本年度の新規事業である「『未来を生き抜く人財育成』学力保障スクラム事業」について、経済的に恵まれない子供や、課題のある子供に対してこのような支援をすることは意義があると思うが、例えば、学習支援を、誰が、どの子供に対して、いつ、どこで行うのか。また、このような取組を行った際に、周りから不公平感が出たり、特別扱いではないかと指摘があったりするのではないかと懸念するが、その点についてどのように考えているのか。
- 3 支援籍は大いに意味があると考えており、しっかりやってほしいと思っている。しかし、支援籍の頻度はそれほど多くはなく、国語など通常の教育を知的障害のある生徒と一緒に受けることはなかなか厳しいというのが実状だと思う。ノーマライゼーションの意味からすれば、特別支援学校の生徒が普通校に行くことも有効だと思うが、逆に普通校の生徒が特別支援学校に行くということも重要であると思う。既にこのような取組を行っているのであれば報告してほしいが、行っていないのであれば、このような逆方向の特別支援教育も重要だと思う。普通校の生徒たちは、知的障害や肢体不自由の生徒が身近にいれば、接する機会があると思うが、いなければほとんど関わる機会がなくなってしまう。障害のある子供たちが同級生にいたのだと子供たちが経験し、体験することは逆の意味においてもノーマライゼーションや特別支援教育だと思う。普通校の生徒が特別支援学校に行くことについて研究をしてもらいたいと思うが、見解を伺う。

義務教育指導課長

- 1 主体的・対話的で深い学びについて、一定の方向性を持って、義務教育においても取り組んでいくべきではないかという点については、委員お話のとおりであると考えている。義務教育に関しては、主体的・対話的で深い学びの実現のための6則という形で、ポイントとなることを県でまとめ、市町村に学びのポイントとして説明している。小・中学校は、高校と比べると、主体的・対話的で深い学びを行っているものの、ともすると形式的になり、やること自体が目的になってしまう場面もある。やっていないことをやるということではなく、やっていることをいかに目的に沿って充実させていくかが大事であると考えているため、6則を示しているという状況である。また、今までは、主体的・対話的で深い学びが学力向上にプラスであるというエビデンスがなかったが、県学力・学習状況調査の結果から見えてきたので、そのようなことも併せて示しつつ、しっかりと県として取り組んでいきたいと考えている。
- 2 「『未来を生き抜く人財育成』学力保障スクラム事業」における学習支援で念頭に置いているのは、教員が放課後や昼休みなどの場面において、学校において指導に当たるということである。対象となる児童生徒以外の児童生徒との不公平感がないようにという点については、この事業の先行事例として取り組んでいた和光市の事例があるため、そのような事例も参考にしていく。和光市の例では、経済的な理由だけで対象となる子供を絞り込むというよりは、学力が厳しい子供を全体的に対象とするなどの工夫も行った

ていたので、このような例も紹介しながら、また保護者への説明の仕方を工夫しながら、不公平感が出ないように行っていきたい。

特別支援教育課長

3 先ほど説明した支援籍は、基本的には個別の取組であり、これ以外に集団の取組も行っている。例えば、特別支援学校の小学部と地元の小学校の交流や、中学部と地元の中学校、高等部と地元の普通高校の交流など、生徒会などが主体となったり、生徒が低学年の場合は教員が主体となったりして企画して取り組んでいるものがある。実際には、特別支援学校側が小学校に行くことが、小学校側が特別支援学校に来ることよりも多いが、委員お話のとおり、小学校側に来てもらうことも大変意義があることだと思うので、いろいろな交流の在り方があることを学校に働き掛けていきたいと考えている。

西山委員

主体的・対話的で深い学びについて、小・中学校でも、今後取り組んでいかなければならないと思うが、高校では教員間のネットワークを作り、授業の質を高めるという取組を県として行っているとの報告があった。小・中学校においても、相互に研さんできるようなネットワークづくりがとても重要だと考えるが、この点についても、県として力を入れて取り組んでほしいかがか。

義務教育指導課長

委員御指摘のとおりだと思うので、高校だけでなく、小・中学校においても、良い取組が各学校にとどまることなく、市町村間を超えて、きちんと普及していくよう支援していきたいと考えている。

沢田委員

資料1のタイトルは「確かな学力の育成について」である。非常に初歩的な質問であるが、「確かな学力」といったとき、あるいは「学力」といったときにそれは何を指すのか。学校教育法第30条第2項では、小学校の学力とは、教科学力だけではなく、課題解決力や、主体的に学習に取り組む態度などとされている。中学校と高校についても学校教育法に規定がある。確かな学力の育成として、県の教育局として何を目指して、何を政策目標として掲げているのかを明らかにしなければならない。単にテストの点数やリテラシーが上がったから良いということではない。態度が育成されていなければならないと考えるが、「学力」とはどのような力だと捉えているのかをまずは教えてほしい。

教育長

「学力」には、御指摘のあったような様々なものが含まれていると思うが、一言で申し上げると、子供たちが社会に出たときに実際に使えるものになっているかどうかという、社会で実際に使える力であると思う。それは、自分で積極的にいろいろなことに関わっていく力、新しいことを創造的に作り出していく力、人と一緒に何かを行っていく力の3つに分かれるが、一言で言えば、社会で実際に使える力だと考えている。

沢田委員

そのとおりだと私も思う。埼玉県や私の地元のさいたま市に限らず、教科学力やそれを使った応用問題のリテラシー、課題解決能力以上に、子供たちにとって一番大切なもので

あるのは、問題を設定する力や、質問力という、答弁のあった社会で実際に使える力や主体的な態度であるが、今回の学習指導要領改訂に基づいて、明確に何をやるようとしているのかが分かっているようで分からない。小学校でアクティブ・ラーニングを行うことについて、リテラシーを伸ばす視点があっても、主体的な態度を伸ばす視点があるのかは疑問である。家庭や地域での学校外教育に、先生の目の及ばないところも含めて、どこまで教育行政が関わるのかというところがポイントだと思う。このように考えたときに、子供たちにとって大切なのは、学校で勉強している学びや学習が本当に学校を出た後に役に立つのかを実感させることである。これは、PISAなどの様々な調査で結果として出てくる。

その点から考えると、戦前もそうだが、戦後も日本の教育行政には指導主事や進路指導主事がいるが、実社会とつながっていないことが問題である。これでは、学校で学んだことがどう応用できるか、実際使える力を本当に身に付けたのかという不安を子供たちは覚える。法律上は、子供の在り方や生き方を指導するのが仕事になっているが、進路指導主事は配置されているものの、どこまで責任を持ってやっているかが分かりにくくなっている。今、高大接続の議論の中で、職業教育やキャリア教育などの本当に実際に社会で使う能力を、小・中学校、高校や大学でどう教えるのかどうか、教えているのかどうかというところも見直されている。

進路指導主事の在り方、埼玉県の職業教育、キャリア教育の在り方をどう捉えているか。小・中学校や高校で勉強した主体的な学びの態度がその後どのように活用されようとしているのか。そして、私は、その責任は現場の先生、特に進路指導主事にあると思うがどう考えるか。

教育長

社会で実際に使える力を育成するには、学校の先生のみだけでは足りないと思っている。その意味では、地域の方々が学校に入ることや、子供たちが実習に行くことに取り組んでいる。一例だが、私は調べ学習で、子供たちが町づくりで我が町をこうしたらいいということを企画する際などに、子供たちに対し「良い企画ができたね」で終わりにしているのが現状だと思うが、例えば企画を市役所に持っていき市長に見せて、市長からコメントをもらうなど、大人の側と子供たちの提案をもっとうまくつなげるような、学校外の方が子供たちのやっていることをより受け止められるようなこともやっていきたいと思っている。そのような意味では、これをつなぐのが進路指導主事や学校の中の教務担当の役割になってくると考えている。

高校教育指導課長

高等学校の話になるが、進路指導主事は確かに進路全体を統括する立場にあるが、学校では組織で進路指導に当たるという体制を取っているため、どちらかというと大学の入学試験などに対する対応を進路指導主事が整理するという役割を担っている学校が多いかと思う。委員御指摘のように、国は高大接続改革の大きな転換点を迎えているということもある。高校生の進路指導については、キャリア教育を縦割りで行うのではなく、横串を通して、先ほど教育長が申し上げたように、様々な体験や外部との連携といったものを経験させながら実社会との結び付きを重要視し、指導していくことを進めていきたいと考えている。

沢田委員

「確かな学力」を育てるため、主体的な態度を育てるというのが大切だというのは、国

も埼玉県も同じだと思う。高校で行っているアクティブ・ラーニングを、これからは学習指導要領に従って小・中学校で取り入れていく中で、先生たちも大変になる。英語やコンピューターの教育も大変だが、何よりアクティブ・ラーニングが大変だと思う。私は、アクティブ・ラーニングを否定はしないが、大学で就職活動をしている若者たちが、主体的な学習、すなわちアクティブ・ラーニングを行うことで、充実感を得る一方で、弊害もあると思う。私の実感としては、企業のニーズや経営理念に合わせて、こう言えば就職できるとか、これを言わなければ離職しないで済むという、ずるいというか賢い若者が増え始めている。自己の評価ではなく、他者の評価ばかりを気にするようになる。成績を気にして、あるいは友達やクラスメイトの顔を気にして、発言を控える。こう言ったらいじめられるのではないかとか、こう言ったら企業に就職できないのではないかとか、就職したはいいが言い過ぎると嫌われてしまうのではないかと思う子供たちが、私の実感としては以前に比べると増え始めていると思う。アクティブ・ラーニングによって、内省をして、自分を見つめ直すのはいいが、主体的に自分を見つめることで成績や単位に関係なく自分の主張を言える子供たちが増えているのかということ、私はちょっと足りないと思う。就職に役立つ人材、企業にとって都合のいい人材を育てているだけである。アクティブ・ラーニングに取り組む弊害や危険性もあると思うが、どのような認識を持っているのか。

義務教育指導課長

アクティブ・ラーニングは、ともするとディスカッションなどのテクニックを学ぶことになってしまうことが問題だと思っている。非常に難しい課題ではあるが、小・中学校でアクティブ・ラーニングを行う際に、その目的は何なのか、子供たちが他人の意見と違ってもしっかり自分の意見を言うことができる環境をどう作れるかということが最も大切な点だと思う。目的を間違えないように、意識の共有を市町村に指導していくことが必要だと考えている。

沢田委員

繰り返すが、「確かな学力」の育成において主体的な態度を育てるという中で、答弁の中で述べられたとおり、テクニックや技術に走ってしまうこともある。その理由は、成績が付けられるからである。アクティブ・ラーニングは授業であり、子供は、授業は成績が付けられるもので、テストと同じようなものだと考えがちである。高校生だけでなく、小・中学生も同じである。アクティブ・ラーニングは、単位や成績と関係ないところで積極的に行うことで、社会に出る際や、就職、再就職にも役立っていくのだと思う。教員のキャパシティの問題もあるが、指導主事、進路指導主事の活用や、高大接続による大学側との連携、実社会との連携をもっと意識し、成績とは関係ない形にすることで自由な発言を促す場にしていただきたいと思うがいかがか。

教育長

委員御指摘のような弊害が起きないようにすることが正に大事だと思う。子供たちを見ていると、黙っていても頭の中ですごく考えている子供もいる。評価は、アクティブ・ラーニングも含めて総合的な評価をしていくことだと考えている。また、採用面接時には、スキルだけを身に付けている子供を企業は割と見抜けるものではあると思うが、第一印象のうまさだけではない、本当のその子供の持っているものを見てほしいということを企業にお願いしていかなければならないと思っている。

山本委員

高校での協調学習の推進について質問する。高校での協調学習の推進は、次期学習指導要領が目指す、主体的・対話的で深い学びを実現するために、非常に有効であると思っている。文部科学省からも注目されているところであるが、「未来を拓く『学び』プロジェクト」は、平成27年度から平成31年度までの5か年であり、ちょうど平成29年度は中間地点ということになる。早く全県に普及・拡大してほしいと思っている。今までのこの事業を広めるための取組実績や協調学習の効果は資料1の8ページに示されているので分かるが、具体的には公開授業をどのくらい行い、参加された先生はどのくらいいるのか。例えば、県ホームページによれば、今年度は、公開授業が6月に4校で行われている。その後の予定は掲載されていない。私も高校で12年間教壇に立っていたので分かるが、公開授業を見に行きたいと思っても、自分の授業もあるため予定を入れかねる。プロジェクトを広めるためには、平成22年度から今までどのような取組があったのか。そして、今後どのように全県に広めていくのかも伺う。

高校教育指導課長

このプロジェクトの取組を年度を通して申し上げると、5月に指導する立場にある指導主事の研修会を実施する。その後、6月当初に研究開発校、指定校になっている先生方を一堂に集め、年度の方針を立てる。それを各学校に持ち帰ってもらい、各学校で年間の計画を立てて、その中で、公開授業を設定してもらっている。スケジュールの都合上、夏休み前は、公開授業設定までの期間が短いということもあるため、今年度も4校という数にとどまっている。例年、夏休み前は4校から5校程度になっている。夏休み以降には、様々な学校行事の合間を縫って実施しており、昨年の例では、58校が実施した。例年、公開授業の実施はおおよそ60校前後で推移している。今年度の公開授業は、現在、各学校に実施日を検討いただいているので、判明し次第、ホームページや様々な広報ツールを使ってお知らせしたいと考えている。

また、各学校では、協調学習の授業を公開すると同時に、授業を行った先生方、授業を見ていただいた先生方を交えての研究協議会を実施している。各学校の実施日等によって参加人数に凸凹はあるものの、多い場合は40人から50人、少ない場合でも十数人、県内外を含めて教育関係者が集まって研究協議を行っている。今後も、公開授業を積極的に進めていきたいと考えている。

山本委員

資料1の8ページによると、教材蓄積数が23教材から1,012教材に飛躍的に伸びており、現場で日々授業をしている先生方にとっては大変有り難いと感じる。私も経験があるが、教材研究には多くの時間がかかり、本当に先生方は忙しい。しかし、これだけの数の教材があっても、高校の協調学習の授業づくりを経験した先生が約1,960名というのは少ないと思う。これだけの教材が蓄積されているのであれば、日々の授業の中で、教材を取り入れて、授業を展開することは本当にすぐできることだと思う。それがなかなか進んでない原因としては、課題の中で挙げられているように、協調学習の授業をどのように位置付けて実施するかという点に関する学校の全体の議論が不十分だからである。学校全体の中で、もう少し協調学習の意義を捉えて、各先生方が教材研究をしなくても、普通の授業の中で取り組めるようにする必要があると思う。この点についての取組をどのように考えているのか。

高校教育指導課長

教材については、これまで大きな事業を3つ行ってきており、最初の優良で汎用性がある教材を選び出す段階から、現在は、蓄積をし、活用する段階に移っている。教員が指導案や教材を使う際に、すぐに引き出せるような仕掛けを作らなければならないため、データベースを用意し、検索しやすいように統一したキーワードを付ける作業を進めている。また、1,960名という数字は、一定の研修を経験し、ある程度の実践力を身に付けた教員の数である。実際には、学校の中には、自分で勉強したりほかの教員から刺激を受けたりして実践している教員も多くいるのではないかと推察している。学校の組織的な対応ということでは、教科や学年として、あるいは学校全体として組織的な対応を取っているのが約4割弱にとどまっており、それ以外は、各教員の関心の下に実施されているのが現状である。組織的な対応を取っている割合をどう引き上げていくかが今後の課題であり、公開授業の実施等も含めて、様々な機会を通じて学校全体で取り組むようにしっかりと指導していきたいと思っている。

塩野委員

- 1 資料1の8ページに、県立高校における協調学習の課題として、「生徒の変容を感じている教員は多いが、協調学習全体の有効性を測る客観的データが乏しい」とある。この課題は、そもそも有効性を測る客観的なデータがないということなのか、それとも、これからデータの取得方法を考えるということなのか。
- 2 特別支援学校の児童生徒数が増えているという状況の中で、教室不足の解消を早期に図るべきだという思いを、親御さんからも強く聞いている。資料2の3ページにあるように、県南部地域に新たな学校の整備を平成33年4月開校予定で進めている。また、先日は草加かがやき特別支援学校も開校した。こうした取組には一定の評価をしているが、平成33年4月開校の新しい学校の設置によって、県南部地域の過密な状況がどれほど解消されるのか。例えば、川口特別支援学校においては、1つの教室を2つのクラスで使っており、教室不足の実態がある。障害者差別解消法に掲げられている合理的配慮というものを考えると、そういった実態が合理的配慮に欠ける状態といえるのではないか。その意味では、整備を更に進める必要があると思うが、まずは平成33年4月の開校により過密がどれほど解消されるのかということを確認したい。

高校教育指導課長

- 1 協調学習全体の有効性を測る客観的データは、正直申し上げて難しいと考えている。しかしながら、何を測るかということを確認した上で、これからは示していかなければいけない。客観的データが示せるように取り組んでいきたいと考えている。具体的には、東京大学と連携しているので、学習科学という領域において、知識構成型ジグソー法による生徒の変容が、どの程度どういうふうになっているかを、東京大学の研究者たちに学術的に分析を行っていただいているところである。また、本県の義務教育段階で実施している県の学力・学習状況調査の中でも、主体的・対話的で深い学びによって、生徒の学力が向上しているという傾向があると発表されている。こうしたことも大変参考になるのではないかと考えている。県としては、義務教育段階の学力・学習状況調査を参考としながら、高校段階でも、今後研究を進めていきたいと考えている。

特別支援教育課長

- 2 特に県南部地域の特別支援学校に通う児童生徒数が増えており、平成23年度に比べ

ると235名増加している。さらに、戸田市を含めた川口市など県南部地域は今後も児童生徒数の増加が見込まれる状況である。新たに開校する特別支援学校は、高等部の普通科で、約200名の定員を考えており、川口特別支援学校等の過密状況は一定程度緩和するものと考えている。更なる過密解消については、5年後、10年後等の児童生徒数の見込みや地域のバランス、保護者や生徒のニーズなど、様々な観点を踏まえ対策を検討していきたいと考えている。

塩野委員

- 1 客観的データがないということならば、教員の主観的な評価だけで、授業の成果を検証しなければならないということになってしまうと思う。小・中学校の場合は、客観的データといっても、最終的には県の学力・学習状況調査の点数などになってしまうだろうと思うが、高校については、そうした調査自体も行われていない。共通テストのようなものがなければ、客観的な評価ができないということになり、目標も主観的な、あいまいなものにならざるを得ないと思う。県として協調学習を進めていくということであれば、どこを目指していくのかということも含めて、そうしたことを一度検討していただきたいと思う。（要望）
- 2 児童生徒数は今後も増加が見込まれており、対策について検討していくということだが、例えば今後3年や5年という期間の中で、次の整備について検討していくということか。それとも、毎年の推移を見てその都度施設の整備等について検討していくということか。

特別支援教育課長

- 2 児童生徒数の増加を年度ごとにしっかりと見ていく必要があると考えており、3年や5年といった中長期的な計画が立てづらい状況である。そのよう状況であるため、年度ごとに児童生徒数の増加の状況を確認しながら、対策を検討している。

柳下委員

- 1 資料1の1ページの「(2)平成28年度の結果」で、「一部改善が見られたものの、2年連続、全ての教科区分で全国平均を下回っている」と記載しており、大変深刻に受け止めているとの説明があったが、具体的にどう改善していくのか。見通しと具体的な取組について示していただきたい。
- 2 全国学力・学習状況調査を導入してから、各地で教員が平均点競争に走らされて、平均点を上げるために教員が正解を教えることや、テスト対策のドリルばかりで本来の授業がおろそかになるなどの問題が噴出している。そのような学力形成に有害な全国学力・学習状況調査について、今後どのように考えていくのか。私は、廃止して以前のような抽出調査に戻したほうがよいと考えるがいかがか。
- 3 面白く分かりやすい自主的な授業づくりを奨励して、学習の遅れがちな子供たちへのケアを手厚くするなど、本来の学力形成を進めることが一番大切だと思うが、この点について教育長の考えをお示しいただきたい。
- 4 県南部地域の特別支援学級の教室不足がずっと問題になっている。教室不足や人数が増えればクラスを分けるといった状況は、普通の高校では考えられない。特別支援学校では1教室当たりの児童生徒数が決められていないが、きちんと基準を決め、普通の学校と同じようなシステムにすべきと考えるがいかがか。
- 5 医療的ケアが必要な子供の母親は、特別支援学校に行くのに自分がずっとついていな

ければならず、バスに看護師が乗っていなければずっと手が離せず拘束されてしまう。24時間365日、医療的ケアが必要な子供を抱えて、母親は疲れ切ってしまう状況になっている。誰にでも学ぶ権利、授業を受ける権利があり、それを支援する取組については教育局としても抜本的な対策が必要だと思う。また、このような問題については、文部科学省に対して働き掛けをすべきと考えるがいかがか。

義務教育指導課長

- 1 全国学力・学習状況調査で出ている問題は、読み書き計算ができるだけでは解けない、しっかりと主体的・対話的な学びをやり、日常の場面も取り入れながら行った授業を前提に、しっかりと理解しているかどうかを問う問題が多い。このような点から、まずは全国学力・学習状況調査の問題を教員が見て、単にドリルを解くだけでは解けないことを自覚することや、対話的な場面や日常の場面を取り入れたような問題が数多く出ていることを見て、授業改善をしていくという点が必要だと思っている。そのため、校長会などあらゆる機会でも、今このような問題が出ており、このような部分が問われているということをきちんと知っていただくことが最も重要であり、しっかりと取り組んでいきたいと考えている。
- 2 全国学力・学習状況調査に関しては、県としてほかの都道府県と比較した場合に、まだまだ改善の余地があるということは受け止めつつ、一人一人をいかに確実に伸ばしていくかという視点で結果を出していきたいと考えている。正答率が高い子供も低い子供もそれぞれの立ち位置から少しでもできるようにしていくことで、結果として、全国学力・学習状況調査で結果が出てくるのが重要であると思っている。その意味では、全国の調査も県の調査も抽出ではなく、全体を対象として行う必要があるのではないかと考えている。

教育長

- 3 子供が聞いているだけの受け身の授業ではなく、自分で参加できることが面白く分かりやすいということにつながると思う。その意味では、導入しつつある協調学習が非常に効果があるのではないかと考えている。県独自の学力・学習状況調査と高校の協調学習のいずれも、子供たちの学力を高めることが最終目的ではあるが、良いデータやグッドプラクティスを多く集めて、それを多くの教員で共有できるようにすることがもう一つの大きなポイントである。良い例を大勢の教員で共有することにより、多くの教員が分かりやすい授業を行っていく上での参考になるものと考えている。

特別支援教育課長

- 4 小・中学校や高等学校とは異なり、特別支援学校の学級編制は、小中学部では6名、高等部では8名、また、重複障害といって複数の障害を持っている子供だと3名と、学級の編制にも様々な形態がある。そうした点や一人一人のニーズに応じて、施設設備についてもいろいろな配慮が求められる。国レベルでも、施設設備の方針はあるが基準までではないと聞いている。ただ、こうした方針を参考にし、県で整備する際にも生かしていきたいと思っている。
- 5 委員お話のとおり、医療的ケアが必要な子供の御家族の負担は大変な状況であると認識している。これまでも、医療的ケアが必要な子供の支援として、看護教員や非常勤講師の拡充などに努めてきたところである。例えば、人工呼吸器を付けた子供は10年前にはなかなか登校できなかったが、最近はそうした子供も訪問教育から通学へと変わっ

てきており、医療機器の進歩なども踏まえて、引き続き生徒、保護者の要望、ニーズ等に配慮しながら適切に対応していきたいと考えている。

柳下委員

- 1 医療的ケアの必要な子供に対する教育は改善の方向にあるということだが、訪問教育と異なり、子供の人間としての全面発達には集団生活が必要だということが様々な教育実践の中で明らかになってきている。母親たち家族のニーズ、子供の人間としての全面発達を考慮した改善を引き続き強く求めるが、この点について再度伺う。
- 2 教員が全国学力・学習状況調査の平均点を上げるために競争させられているという実態があるが、児童生徒一人一人の能力や主体的な力、問題解決能力をどうやって引き出していくのかという点では、教員には競争ではなく本当の教育をすることが求められている。子供は絶対的な存在であり、隣の子供やほかの子供と比べられる存在ではない。世界に一人しかいない子供の力を引き出していくために、一律にテストを行って全国の何万名と比較することはいかがなものかと思う。その点についてどう考えるのか。

特別支援教育課長

- 1 子供の発達にとって集団生活が必要だということは、委員お話のとおりだと思っている。一方で、訪問教育については、身体上の理由で通学又は寄宿舎へ入舎して教育を受けることが困難な状況ということもあるため、医師の助言や保護者の要望などを十分に聞きながら適切に対応していきたいと考えている。

義務教育指導課長

- 2 委員御指摘のとおり、それぞれの子供を全人格的に形成していくことは重要なことだと思っている。その中で、一人一人を伸ばしていく部分として学力もあるため、全国学力・学習状況調査なども機会の一つにし、状況を把握しながら確実に一人一人を伸ばしていくことを県としてしっかりやっていきたい。

荒木委員

- 1 小学校6年生と中学校3年生を対象とした全国学力・学習状況調査の結果は本県が下位にとどまっているとのデータがあるが、この調査のときの全国1位の都道府県はどこか。
- 2 秋田県は「主体的に考え学ぶ授業」に取り組み、非常に学力が高いとされており、全国学力・学習状況調査の結果でも上位にあると予想される。埼玉県でも、やれることは何でもやっていき、学力を一段ずつ確実に上げていくということであれば、「主体的に考え学ぶ授業」以外に、上位となっている都道府県の特徴的な取組を把握していると思うので教えてほしい。
- 3 県立高校における教員に関わる課題として、「初任者等の若手教員への指導技術の伝承が難しくなっていること」が挙げられているが、同じく課題として挙げられている「授業において『何を教えるか』という観点が中心で、子供たちが学びを通じて『何ができるようになるか』が意識されていないこと」に着眼を変えて教員を育成していかなくてはならないと思う。指導技術の伝承はなぜ難しくなっているのか。
- 4 特別支援学校卒業生等の就労支援について、「チームぴかぴか」は、早期に離職した特別支援学校の卒業生や一般就労のかなわなかった特別支援学校の生徒で編成されているとのことだが、県が受入れをしており、すばらしいことだと思う。これまで延べ54名を雇用して、41名の一般就労が実現したという実績もある取組である。平成26年

度からスタートし、平成28年度は南部と北部で受入れをしているが、もう少し地域偏在を解消して少しずつ受入枠を拡大してほしいと思っている。これから受入枠を増やす予定があるのか。

- 5 「チームぴかぴか」という名称は、作業内容から「ぴかぴか」という名称を付けたとも考えられるが、どのような名付けの由来があるのか。

義務教育指導課長

- 1 昨年度の全国学力・学習状況調査において、最も正答率が高かったのは小学校では石川県、中学校では福井県である。秋田県は小・中学校ともに昨年度は2番目であった。それ以外には、上位として、富山県などがある。
- 2 県として、福井県や秋田県、昨年度は学力を向上させている沖縄県を視察した。その中で、共通項として、家庭学習の習慣化が徹底されているということや、教員全体で全国学力・学習状況調査の問題を見て、どういった学力が今求められているのか、どんな授業が展開されることが想定されているのかを研究した上で、日頃の授業と関連付けているということが大きいようであった。

高校教育指導課長

- 3 若手教員への指導技術の伝承が難しくなっている理由はいくつかあるが、大きなものとしては、教員の年齢構成がある。現在、県立高校の教員全体では、50歳から65歳くらいのところに大きな山がある。ピークが56歳と57歳である。一方、若い教員も徐々に採用数が増えているが、まだまだ人数が少ない状況である。13年前の平成16年の状況では、山のピークは44歳と45歳であった。学校の中では、いろいろな教科の教員が様々な場面で自分の授業や生徒のことを話し合ったりすることがよくあったが、そういった学校の機動力というようなものが以前に比べると弱まっていることもある。

特別支援教育課長

- 4 「チームぴかぴか」のメンバーは、埼玉県の非常勤職員としての雇用となっているため、受入れの拡大は、決められた枠の中で行っていく必要がある。昨年度で申し上げると、1年間ずっと雇用しているということではなく、一番早い者で8月31日の段階で企業への就職が決まり退職をしている。そのように年度途中で就職が決まっていくメンバーがかなりいるので、その枠を有効に活用して次の者を受け入れ、更に就労に結び付けていくような形で努力していきたいと思っている。
- 5 ネーミングの由来は3つある。平成26年度に当時の担当同士で話し合った中で、1点目は、メンバーが毎日ぴかぴかの笑顔で仕事に取り組むこと、2点目はメンバーと共に働くことでほかの職員も明るくぴかぴかの笑顔になること、3点目はメンバーの清掃等の仕事を通じて県庁をぴかぴかにすること、という3点から命名したということである。

野本委員

資料1の2ページ「ウ 調査結果から見えた主なポイント」に問題例が出ているが、このような問題はできなくてもいいのではないかというのが私の考えである。なぜこのような問題が必要なのか。この問題によって、子供たちのどのような思考を育もうとしているのかが理解ができない。この問題の中に、「商」という言葉が出てくるが、こうした言葉を覚えている小学生がいても、何の役にも立たない。この問題の正答率が高い秋田県や沖縄県がおかしい。こうしたことを教えているのではないか。一般社会では「商」などとい

う言葉は使わない。整数を小数で割れば、答えはその整数より大きくなるということを計算問題として教え込めばよいだけの話だ。計算問題や漢字の書き取りは定義がきちっとしている。計算問題や漢字の書き取りをしっかりとやった上で、文章題にいくことになる。文章題というのは、日常言語を含んでいるので多義的なものである。多義的な言葉を使った問題の解答はやはり多義的になる可能性がある。文章題は、どんな高速コンピューターでも解けず、翻訳もできないものである。このような問題の出来に一喜一憂する必要はなく、むしろ埼玉県はできないという方がよほどよい。よく見れば、文章の読み取り方を多様にしているのだろうとは思いますが、この問題を文章題と捉え、子供たちが解けなくて大変だと言っている教育局がおかしいのではないかと考えるが、教育長の見解を伺う。

教育長

この問題は、全国学力・学習状況調査に出題された問題であり、埼玉県が作った問題ではないが、恐らくこの問題の前後に具体的な計算問題もあったと思われる。具体的に個々の計算をする力と同時に、どのような仕組みで計算結果が出るのかを理解させるために、この問題が作られたのではないかと私は理解している。

野本委員

計算などの単純な問題よりも文章題などの複雑な問題に課題があり、それをしっかりとやらなければいけないということなのか。計算問題は基本であり、答えが一義的で、正解は一つであることがはっきりしている。計算問題は、一つの正解を基に共通の意見の交換や意思の交換、物事の考え方の交換がお互いにできるが、1プラス1の答えが3の人と、答えが2の人がいくら議論しても、意見の交換はできない。この問題を文章題として捉えるのがおかしいのであって、この問題の出来に教育局は一喜一憂する必要はないというのが私の意見だが、もう一度教育長の見解を伺う。

教育長

資料には、「文章題などの複雑な問題に課題」と記載しているが、この問題は文章題というよりは、もう少し別のくくりのものかと思う。御指摘のとおり、適切な文章題というのは答えが一つではない。社会に出たときに本当に役立つ力を、子供たちに身に付けさせることができるよう、努めていきたい。

野本委員

本当にそうだと思う。この場でこうした問題を文章題として例示し、課題だと言っているのはおかしいと思うので、正していただきたい。（要望）